

令和7年4月から国民健康保険税・ 後期高齢者医療保険料を年金天引きします

国民健康保険税

対象者 次の全てに該当するかた

- ①国民健康保険に加入している世帯主で、令和6年4月2日～10月1日に65歳になった
- ②世帯の国民健康保険加入者全員が65～74歳である（令和8年3月31日までに75歳になるかたが世帯にいる場合を除く。）
- ③世帯主が年額18万円以上の年金を受給している
- ④世帯主が介護保険料の特別徴収対象者で、介護保険料と国民健康保険税の合計が、年金受給額の2分の1を超えない

後期高齢者医療保険料

対象者 次の全てに該当するかた

- ①令和6年4月2日～10月1日の間に加入した
- ②年額18万円以上の年金を受給している
- ③介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が、年金受給額の2分の1を超えない
- ④白岡市の介護保険料が年金天引きされている

口座振替を希望するかたは窓口で手続きが必要です

必要なもの ①口座振替依頼書 ②納付方法変更申出書 ③被保険者証
④通帳 ⑤通帳届出印またはキャッシュカード

注意事項はこちら



国民健康保険税



後期高齢者医療保険料

問合せ 保険年金課 ☎0480(92)1111 国民健康保険担当 内線142～144 後期高齢者医療担当 内線147・148



20歳がスタート！国民年金

国民年金は、老後の保障だけでなく、病気やけがで障害が残ったときの生活、働き手が亡くなった家族の生活などを、現役世代で支える仕組みで、20～59歳のかたの加入が義務付けられています。



動画でわかる
年金制度

20歳になったら

公的な年金に加入していない場合は、国民年金に加入することになります。

日本年金機構から「基礎年金番号通知書」、「国民年金保険料納付書」が届きます。「基礎年金番号通知書」は今後、年金の手続きをする際に必要ですので、たいせつに保管してください。

保険料は、令和6年度は月額16,980円(令和7年度は月額17,510円)です。金融機関やコンビニエンスストア、キャッシュレス決済などで納付できます。支払い方法を口座振替・クレジットカードに変更することもできます。

納付にお困りのかたは

学生のかたには、「納付が猶予される制度」があります。また、学生以外のかたでも「納付を免除または猶予される制度」があります(所得基準あり)。



問合せ

春日部年金事務所
☎048(737)7112
保険年金課国民年金担当
☎0480(92)1111
内線140・149